

三井高業学芸資料(2)

『高業抄』抄出(下)

高業抄第二

- 1 統遊心集抜書并小野小通文(略)
- 2 香川孟門子の家反古の中

香川孟門子の家反古の中の療治薬方の仮名物あり、そのうちに手負のすくむを治る事

一小麦原ヲタキテ前後アフレバクツログモノナリ
実感カ 尾カ

一山鳥ノヒキヲ手負之米座敷の上にサシテ置也、自然テキホウ
敷方カ

ヨリ疵イヤスマデキタメニ座敷ニ羽ヲ置事有、タトエ置タリ
トモ右之引尾ニテ不苦也

一コハツソウヲ手負ノ居ル座敷之角ニ少ツ、ヒネリカクル
五八箱カ

などいふ事書のせたり、予が旧宅にいつの頃よりや座敷の柱の上に諸社の符札を集かけをく板ありて、それに山鳥の尾そへあり、いつよりともしらすふるくそのまゝにてありしが、もしかやうの事にてもや、右此医書は至て不文の謬字のみ多く、いかゞと思ふものながら棟骨抄といふ表題の処も見え、天正十三年歳次乙酉冬日南至下啓迪菴真瀬玄朔判など書たる処もあり、又終に右此

棟骨抄不残極位令相伝候、努々雖不可伝余仁、唯色々御執心之故家之秘術日本では浅野耆岐守ナラデハ相伝不申候、胴籠安栄湯神草湯書渡也、本マ今迄は日本国中ニ二人ナラデハ免不申候間能々可申頭カ晴口伝者也、誓紙之上ハ無疑者也、仍如件

寛永六年十一月廿日 吉益掃部大夫豊秀 在判

熊木次大夫重次

中島七郎左衛門尉

賀藤六郎右衛門尉殿

と書たり、いとふるくよからぬ手して書たるもの也、しる人に尋ぬべし

* 3 きれいずきはくるしからず

きれいずきはくるしからず、きたないぎらひを止べし

うまいものを喰ふとは望べからず、ものをうまふ喰ふとねがふべし

人の世話をせうとはおもふべからず、人のせわにならぬやうにと

おもふべし、衣食住金銀の事のみならず、調度一つ茶一つのむにも心まめに及ぶかぎりはみづからすべし、僕を遣ふにも心して召つかふべし

よろづに人の氣をかねはかりて付あふべし、されど愚痴に氣がねして心わづらふは人のせわになるにおなじ

4 狂歌二首(略)

5 枝折を詠める和歌拔書(略)

6 八宮御方遊女吉野へ遣はされし御文(略)

7 こなきの花

万葉拾穂にこなきは水葱なりとありしを見て、葱は俗にいふねぎなれば、なきねぎなにぬねの仮字にて相通ならんと愚案したるに、扱歌をくりかへせば、なはしろのこなきの花をきぬにすりといふ歌なれば、俗のねぎを衣にすりたらば匂ひおかしきものならんとみづから大に笑ひし

* 8 我腹を宗廟社稷と思ふべし

我腹を宗廟社稷と思ふべし、朝夕三度の食より一切先祖に供するとおもひ飴食を喰へばよくすきて飴食といへどもうまく、たま／＼に厚味を喰へば至てうまし、是則宗廟のよくうけ玉ふと心得べし、常に厚味を喰へば味に飽てめしもうまからず、それより色々菜好みをして何をくふても味なきやうになるは先祖のうけ玉はぬと思ふべし、我身を養ふは先祖を祭るに同じ、仏事作善といへども分に過て結構をするは常に厚味を喰ふに同じ、是則奢のはしにて財をうしなへば心に思へども思ふほどの供養もならず、終に

は祭を廢するに至る、只祭はたえぬを貴ぶなれば、口腹を養ふも淡味にて常に先祖のよくうけ玉ふやうに絶えず身を養ふこそ孝道全存すべし

* 9 我は幸に相応の家に産れ

我は幸に相応の家に産れたれども、六才にて母に別れ父のみの養育にて、ことに次男なれば誠に捨育とやらん、ことに甚の病身にて菓子なども多く食ひてとかく食事うまからず、ものにあたりがちなりけるが、十二のとしふと思ふは菓子をくふ故にめしうまからぬならんとみづから心付て、是より菓子一年たちてみばやと二三日たつうちにふとめしのうまきを覚え、いよく甘きものをたちて一年ほどのうちにすきと達者になりたり、それより父に従ひ紀州播州など廻りに、よく歩みて心おもしろく、十五のとし兄に従ひ江戸にくだりて元服し、兄酒すきなればすゝめられて酒をのみ覚えしより、いよく菓子はきらひといふほどに成りて全達者に成たり、是より年々江戸にくだり、又奥州越後上州などに至り田舎わたりおもしろく、江戸にくだる毎の道も木曾中仙道はもとより甲州路浪合街道北陸道などさま／＼往返し、ふじなどにもおぼり、とかく遠国偏鄙のことたらぬがおもしろく、奥は南部盛岡まで至り福島辺に暫く逗留せし頃は、十月朔月に江戸をたち日光山など廻りに霜月半にて雪いと深く、福島より川俣といふ在へ入りし日は雪三尺もつもれる中を行を楽しみとし、霜月廿七日に江戸に帰り、西は長崎迄至りしは五月十三日京を出て七月十八日に帰り、都て大暑中の艱難の道中なりけらし、越後へは二度迄至

り凡日本國中四十ヶ国計は巡りたり、幼少の比の捨育が結句身の爲となりて、今にさのみ病にて寐することもなく、近年漸疝痛を覺えたる迄也、又若き比よりさまざまあしき事もしつ、酒のみ遊女狂ひも踊にも出て俄などもし、歌舞妓役者にも付あひ浄るりの作をし、とかく生得下作ものにて侍るが、しかし博奕計はいさゝかも心におもはず、碁将碁さへも心にそまず、茶の湯ぎらひうちはやし鞠揚弓など一向に念なし、身を荒くもちたるも一得にて、風寒にめつたとは犯されず、今日迄食にあたりたる事なし、若き時よりとかく貧乏人の稽古をせんと心がけしが、ことし京中未曾有の火災一統に困窮なるうち、よい衆は至て難儀の人あり、こゝに至てはじめて年来の我稽古間にあふたるもおかし、しかし時ありて此稽古は間にあふたれども、よい衆の茶の湯などに耽りて常に大名の稽古はいつか間にあふことのあるやらん

* 10 我すく事もさきの人きらふ事はいはぬがよし

我すく事もさきの人きらふ事はいはぬがよし、是は人界渡世のつきあひなり、我がきらひの事もさきの人すく事なればとてこしらへていふは我性をまげてかれにへつらふといふものなり

或人の曰、喰ふか喰ふまいか、飲ふか飲まいかと思ふものは腹に相談してすまずがよし、必咽に相談すべからず、腹へ入てからよからうと思ふ時は食ふがよしといへり、是養生によき手だてなり

11 菓餅仕様(略)

12 深草団扇の記

深草団扇の記

竹田の雁帰る比、野辺の桜の墨染も雪にまがひて散ゆき、眠はしかりし桃山の桃やうくちりて、その葉のしんくとしげるほどよりこそ、此ものやぞろくぞよめき出て、淀のわたりのまだ夜ふかきにと詠じわるもきはめてたづさへぬべく、藤の森に紫おとし着たる六兵衛も此かげにこそ武者ぶり涼しく見えたり、橋姫のおもひにこがるゝほたるもながえにしあふぎおとされ、少将の百夜通ひにも竹の下道の藪蚊はうたがひなくはらはれぬべし、袴をものし侍らばうるさき神の腰のものときはれ侍るべけれど、すゞしき風のふくの神てふいなりの玉やがでんがくも、この下風にぞゆきゝの人もまねかれつらめ、御香の宮のはふり子も手ごとくに風を薫らせ、黄蘗の坊主さま達も月とこそ指さしぬべし、鳥羽の里の牛つかひ、木わたの里の馬かたも蒼蠅を払ふて古文の辞も思ひいつべく、徹書記もなき玉ならばとよみし夕暮は無な手まさぐりに我身ながらもと口ずさみし元政法師もあはれとは見られけめ、供御の瀬の鯉汲み上林の赤手拭も屋の一休には是に杜息入るゝに、彼優婆塞の宮の姫君撥にて月をまねき給ひし比は売仕舞ふてなかりしかしらず、班女がうらみはさることなれど野辺の秋風身にしむ比よりぞ空しく闇に捨られて、すみこし里の鞆の声たへるよりいとと深草団(扇脱力)のごとくなり行つゝ、むくどりさひ鯉のせわやきのみ零ふればつる秋のあはれはほねにこそしみ侍りぬべしや

13 道春弟子ト幽軒東見記に

14 世に費といふ事は

世に費といふ事は我一分の金銀を他に遣ひ捨るをつるへと覺へたる人おほし、それも費の中にはあれども左様のせまきことにはあらざるべし、たとへば硫黄を付木にしたるは燈または竈を焚の用に於て、それは纒一枚の付木にはつかの硫黄の付たる一枚にして用たりぬ、それを三五枚も一度に火をうつし遣ふはもつたいなし、途中或旅などにて闇夜に燈のほしき時、さがし求めて一枚を得ばふたつにわりても遣ひぬべし、その時の貴きこといはんかたなく有難し、この心を常にわするまじきか、その付木は一抱一錢のものにして、五枚十枚つかふともそのあたひは美目にも見えぬほどなれども、地より硫黄を出し人力に付木にものして日々要たることはおほいなり、それをあたひのひくきものなりとて一枚にてことたるものを多く遣ふは天地造化の功を費し人力の功を費すといふべし、是実の費也、或は五十匁の絹も百匁の絹もおなじものを、百匁出してとゞのへぬれば大なる費として歎ずるものあれども、夫はあたひ貴ければ絹色よきか或は織糸のくはしきかにて、夫ほどの功はありてそのあたへは又人の手にわたりて天下に融通すれば、つるへといふものにはあらざるべし、一分の損徳を論じて金銀をたくはふるをつるへなしと心得るは甚狭きことにて、上にいへる纒のことの天地に及ばず事とは心性懸隔せり、彼闇夜に一枚の付木をえたる心をわすれず常の食類米麦はもとより菘一柴蘿蔔一片にても空しく捨ることなかるべし、食物のあまりたるはこまやかに心を用ひて乞食にとらすべし、庭或は大道にうちやりて鳥などの喰へば費にあらざるといふ人又あり、鳥類は虫を

くひても命をつなぐべし、人は人の食類にあらざれば命をたもちがたし、四時運行して米々の百穀人力又つとめくゝて成出せる人間の食類を、空しく鳥類に啖するは是また勿体なし、乞食にもあたへられぬほどならば犬に喰しむべし、犬は又鳥類とかはりて人に畜れて主をしり夜を守る功ありて、食類又人にかはることなればなり、眼前に見えたるつるへはたれともするものなし、目に見えぬ瑣細の隙よりこそ費はありぬべし、一箸の飯も十度重ならば一人一度の食なるべし、百姓の耕耘はもとより百工の力をつくし成出る万のかのひとつとして天地の力にあらざることなし、一身一分の小より考て天地造化の大なるをおそれみくゝて造化人力の功を費すことあるべからざるべし、人に召仕はるゝものゝ心得は我一身は主人より給分をもらひてまかせたるものなれば我身我物ならず、元より一碗の飯一片の薪悉主人の物なれば私に遣ひ捨ることなかるべし、一文不智の下女など鉢の僧乞食やうのものゝ多く飯をあたふるを奉謝と心へたるは大なるひがごととなり、主人のものを私に費すは道に於ては賊たるべし、又手代たるもの我より下の下人小者逆も主人の物なれば、是また私用に仕ふは主人の物をかすむることなることなし、今様の手代番頭などいふ物の仕うちを見るに、我智をばげまして世上に働ものど誉らるゝを専とする風あり、家内の万端主人の目の及ばぬ処を心を用ふるはよけれど、我はたらきを世上に見せんとのみはかるは主人を愚にするといふべし、尤主人幼稚或は女主人などならば、主人に替りて万事を取計ふは勿論のことなれども、是も我に威勢のつく様に

なすは主人をなひがしろにする也、権を以て納ざれば行はれざる所ありともその女主幼君の威を益やうにして、我はへりくだりて取計ふべき事也、只とにかく我身を捨て主人の為家の為によからんやふにとのみ心をはたらかせるを忠ともいふべし

15 都ひとり案内延宝七年伊丹屋吉左衛門板行

16 世に一鉄なりといふは

すべてのごとに性急短慮成事を世に一鉄なりといふは、稲葉伊豫入道がことよりいひそめしよし、此入道きわめて強勇にして軍事にもことにすみやかなりければ、これを引いていひしとなり、此こと白石先生の藩翰譜に見えたり

17 天明八戊申四月所司代松平乗完殿被仰出

天明八戊申四月京所司代松平和泉守乗(ママ)殿被仰出之趣

奢侈は勧めざるに日々に増長し節儉は守らざれば時々懈易しとは古今の通弊にて、商家驕奢之者貧賤を見る事塵芥の如く、甚しきは質素の行ひを嘲哂するに至り終に余分も無之身上にて商家の奢侈を競るの心得違有之間敷事ニも無之候、自然に貧賤の身分も其質素の行ひを忘却いたし、徒に豪富を妒み候勢ひより貧富を隔、新に交り候ものは徒微細の事より増長するものにて、譬ハ天鷲絨を襟にし錦をはな緒に用ゆるの類、事々物々各心付ざる所無用の費ハ多かるべく候、此度の大変ハ一統の可為難儀候得共、自今速ニ奢侈を廃し質素を守べし、相親ミ睦ミ面々の産業をつとめ励べき事ニ候、扱又夫ニ就てハ株をも持ものなど余分を以遊女体のもの等抱置、或

は常の商売柄ニても右体の客を邀へる輩も可有之哉、是等ハ可恥事之至ニ候、勿論右は面々御法度之筋と相心得、曾以有之間敷事は明白ニ候へ共、当地は諸侯之屋鋪も無之、婦人奉公之先可寡、自然之勢且ハ土地前来之風俗と相成候て面々恥辱とも不存、女子年たけ候迄夫をも不相定、徒に遊客等を惑し候事をのミ相学ひ候て、習ひ性に可成義あはれむべき至りニ候、可成丈十五歳以上ハ速ニ婚姻取結び、早く家を持候儀を存じ驕奢逸遊ニ時日を費し候事を可相弁候、京師の風俗ハ余国ニてもうらやミ望候様有之度候へハ各正道を守り恥辱を存すべき事ニ候

18 道元禪師痢疾藥方之詩(略)

19 桑華蒙求中房平徳師のこと(略)

20 岡崎物語といふものに(略)

21 一乘院宮御手道具拜見記

寛政元年酉四月、於清水寺中南都一乘院宮御手道具開帳有之、同廿六日参る処、山科岱安老に会、別段内々宝物拜見手筋有之よしに付、同道にて拜見

東照宮御刀 柄頭四步一本太刀造 柄糸茶色 目貫石持三ツ中上羽蝶左右瓜の紋但し信長公より 縁赤銅七子 鍔真鍮撫角すかしくり形鎖(カ) 鞘革縫かけ 鑑四步一かなもの 右御鞘に鉄炮跡数ヶ所にありて革破れ焦たる所より下の黒塗見ゆる、刀は上州住藤久とやら、不分明追て可尋

祝枝山大巻物

後醍醐帝宸筆御歌

一座懐紙 手鑑の如し

橘逸勢一軸

始より終迄丹にて手

西行等あり

形文字の上へかけて押あり、跋に：

…内親王伊都と有、別筆と見へたり

22 多田民部の半宵談に

多田民部南嶺秋齋コトの話を書たる半宵談といへるものにて

一元服ト云事、礼記ノ註ニモ元ハ首ナリトアリテ初テ頭ヘ物ヲ着初ル事ナリ、今モ公家ニテハ初テ冠ヲ着ルヲ元服ト云、夫故近代ハ諸侯ノ前髪ヲ取ラバ前髪取ノ祝義ト云テ元服トハ云ハス、是古来ノ元服ヨリ月代ヲスルノ証ナリ、何サマ月代ノ字下ヨリ剃アケタル処、月代ノ弓張ニ昇リタルヤウニ剃ナス故ナリ、摠テ頭ヲサカト云ハ古語ナリ、鶏ノ頭ヲトツサカト云モ鳥ノサカト云事ナリ、又物ヲソル事ヲヤクト云、ヤイ鎌ヤイ太刀ナトモ刃ノヨキト云事ニハ非ス、其劔ノ切ヲ云、中臣祓ニハ焼鎌ト書、万葉集ニハ焼太刀トヨミタリ、下ヨリ上ヘヤキ上ル故、サカヤキト云ナルヘシト云説ハ悪シ、サカヲヤクト云意ナリ、ヤクハ切モ剃モスル事ナリ、サカハ頭ナリ、此時ノサカハ額ナルヘシ

とあり、愚按、元は首なりとは、はじめと訓じてはじめて冠服を着ることにて、頭ばかりのことにはあらざるべし、たゞはじめて身に叙爵のことあるべき歟、それまでは童形にてさだまれる衣服なし、あながちに頭のことばかりといふはうがてるにや、又サカといふは額のことにて、かの鎌倉の時代ひたしの出たる醜女を坂額と名づけたるも此意にや、サカの訓も聞え侍れどもヤクは切も

剃もすることゝはいかゞの事にや、何も証文ありやきゝたし

23 鳩巢献可録に(略)

* 24 昔の人の貧乏と今の人のいふ貧乏とは違ふべし

昔の人の貧乏と人のいふ貧乏とは違ふべし、内、其消されている仁徳帝御衣破れども召かへずして三年貢をゆるされしにて困豊かに成りしこと、今のよには聞えがたし、今はいはゞ、天子の御衣三年も召かへなくば、今の御用調進する者下々の職人迄も、商なしとて困窮すべし、こゝをよく弁ふべきことか、上一人あるにまかせて聊も華美のことなきをもて下へしめすといふにて、困ゆたかにもとるべし、ことし寛政元酉年、世俗の落首に

白川の清きながれに魚やせてにぐる田沼のむかし恋しき

と聞ゆるは、これらのふかき味をしらで、一人の身の上の是迄に誤れるをしらで、当時の窮せる身よりいひ出たる雑談にして、かりにも三十一もじつらぬるものゝ口のはにもいひ出まじきことなるべし、こゝらもて思ふに、

今の貧乏は世上の人まへをむかしにかはらずつくろひて、内に窮せる也、昔のはありとあるもの皆一日のかてに遣ひて扱窮せるにて、一日の食はとぼしけれど一銭も人に損はかけず清貧也、今の身には相応に着、口には飢えずして、人には多くかり金して利子さへいださずながら心にも困窮せるにて、昔と今の貧乏は違ふと思はる

貧乏は火のやうなるもの也、恐しきものにて、是をかくしつゝみてをけば外に見えずといへども、段々焼ひろごりて終には家をや

き身を損す、はじめより外に出し置ば火としりて近づく者もなく、踏けし或は水もてしめす也、我は貧乏人なりと外に見せをけば過分の取替する人もなく、無心いふ人は勿論なし、すべてかくし包むは心のせまきことにて、おのれを欺き人をも欺く下愚の者のわざにて識者の見ん処いと恥かし

25 契沖雜記に(略)

26 壬生大念仏の鰐口銘写(略)

高業抄三

1 梅井一室翁話に

梅井一室翁話に、壬二抄は尋常にはジン二抄といふ、されどミネ抄といふがよきよし烏丸ト山君の仰られしよし

月清集の題号何ゆへといふことしれず、しかるに後京極(原ノマテ)の

時のつくり名を秋篠の月清キキヨといひしかば、それをすぐに名づけたりとか

* 2 若き時遊びに出たひと思ひ

若き時遊びに出たひと思ひくさまくして一夜を千代と楽しむにも、あかぬ枕のきぬく七ツむかひにをき番の仲居がどういたしましやうの声は鳥がねよりもつらく、わかれともないと内の首尾とゆふべの算用を案じるとねぶたいとのうさつらさにたどりく我家にかへり、けぶたき人のいびきもうれしくつめたき寐所にぐずぐず入りて足ふみのばしたる所の嬉しさ、はじめて楽

しみをしるなるべし、或は芝居*見たいと心がけてやうく棧敷とりて十人でせまき棧敷は五人でもせまく三人でもせまし、狂言の通になれば精の尽る所、幕の間の退屈たんじ、末になりて大体一日の山も見へる比、立まいくの声聞捨に、茶やでうちんかける釘尋ねる比から脇ざしもさぐり置、扇たばこ入きせると手はしかに脇ざしも取違へぬ様そこく、日も晩景に及べばとの口上まぢかね、立さはぐ見物急には出られまい、静にくといひながら長くもぬられず、さしながら扇子尋ねたりはきもの、間違暫らく見合ても、跡から出る人多く押合へし合、評判くの声かしましく、木戸口をすつと出て川風に一ふきふかれたる心もちは、やれ嬉しやと思ふ心は誰ともかはるまじ、その位なら芝居見にゆかぬがよきそうなものなれども、帰ると又見に行たふなるは世の人情なり、此世へ生れ出でくも一生は面白い事はすくなく、なんぎな事かなしい事だけの苦の世界なれども死たいと思ふもの、なきは、是ほどきう屈な芝居もまた跡に何ぞ面白い事が有うかと思ふ心で中途に出がたきがごとし、一日なりとも生たいと思ひく、年がよりていよく死ともなさがますとて、一生の果太鼓には件んかたなし、是も思ひの外死で見た所が押合た芝居の木戸出た様でやれ嬉しやと思ふこともある歎もしらす

○この段*印以下が「つらく反古」にある。

3 栄花物語に(略)

4 相撲の事の御尋につき吉田善左衛門答書并横綱免許状
写

寛政元己酉年十一月、相撲之事、寺社奉行牧野備前守殿御尋ニ付、細川越中守殿御家来吉田善左衛門御答

相撲之事、牧野備前守様此度御尋ニ付書上之由

一相撲之起りハ天照大神之從御時初り、朝廷ニて垂仁天皇之御宇相撲之節会行れ申候得共、未其作法不正、争之端而已罷成、勝負之裁断難定、聖武天皇神龜年中奈良之都ニおいて近江国志賀之清林と申候者を召、御行事ニ被定てより相撲之式委敷相備り、子孫相続之処、多年之兵乱打統、節会被行不申候、志賀家も自然と断絶仕候

一後鳥羽院文治年中、再相撲之節会可被行之処、志賀家断絶之上、御行事可相勤者無之、普く御尋御座候処、私先祖吉田豊前守家次と申者越前国ニ罷在候、志賀之故実伝来仕候旨達叡聞、被被五位賜追風と名、朝廷御相撲之司行事之家と可被定旨蒙勅一命、此時召合ニ用候木劍獅子王之御团扇を賜、代々相撲節会之御式相勤申候、又候承久之兵乱発り節会も中絶仕候

一正親町院永祿年中、相撲節会被行候節、十三代追風罷出、如旧例相勤申候

一元龜年中、二条関白清良公より日本相撲之作法ニ流無之との御事ニて、一味清風申、御团扇并烏帽子狩衣袴唐衣四幅之袴被下置、其後信長公秀吉公権現様御代ニも度々御相撲之式相勤申候一十四代目追風、朝廷御相撲之式相初り申候、元和五年四月十七日於紀州和歌山東照宮御祭礼御相撲之式、依御頼御祭礼奉行朝比奈惣左衛門殿と諸事申合相勤申候、依之御刀一腰拝領仕候

一十五代目追風ニ至り朝廷御相撲節会も自然と御中絶ニ成行申候
一 二条様御家ニハ相撲ニ付御懇之筋目御座候間、他へ罷出申度段奉願候処、願之通相叶候ニ付、万治元年より当家へ罷出相勤申候

一元祿年中、常憲院様牧野備後守様へ被為成、相撲御上覧之節、彼方様御家来鈴木右衛門と申仁入門之御頼在之、將軍家上覧之式一通り相伝、品々拝領物仕候

一元祖より私迄都合十九代、前文之通禁裏其外之御方様より拝領之品今以持伝、相撲之故実伝受仕来り候

一 当時諸国之行司并力士共之免許、私家より代々差出し来り候右之通御座候、以上

細川越中守家来

吉田善左衛門

寛政元己酉十一月

〔朱卷〕 右ハ寺社奉行中へ差出候書面写し也

谷風え之許伝受写

免許

一横綱之事

右は谷風棍之助因相撲之位依て令受典畢、已来方屋入之節迄相用可申候、仍如件

年号月日

本朝相撲之司御行司十九代

吉田 追風判朱印

右の書谷風へ差遣候由、本書字違并私違悪筆等にて能御考覽

可被下候、殊の外世話敷相認申候、小野川之免状等未相見不
申候、已上

伴 七

彦内様
〔欄外朱書〕
証状

当時久留米侯御家来
摂州大坂住人

小野川喜三郎

此度相撲力士故実門弟二指加候、証状仍如件

本朝相撲司御行司十九代

年号月日

吉田追風」

5 参考太平記に(略)

6 梁田蛭巖先生手紙

栗柯亭所藏由縁齋画像讚明石梁田蛭巖先生手紙之写

廿日之御来簡辱致拜見候、如諭久々以書信不申通疎狄之至ニ御
座候、愈御安健之由珍重之御事奉存候、拙老も不相斐罷在候、
先達て紙屋源右衛門方を以被仰聞候柳翁像替之義相心得候旨申
候ニ付、春卜氏写真之挂軸箱入被遣、乍拙陋一首仕認メ進候、
折節印色凍候て朱彩薄く如何ニ存候得共、其儘ニ仕進候、かす
ミたるも却て殊勝ニ見へ可申哉と被存候、絶句一首之義は柳と
申より作り立候、東坡先生之友ニ仏印和尚字ハ參寥或ル日諸友
と同夕妓館ニ遊候処、東坡一名妓に命シ和尚ニ詩ヲ乞シム、仏
印即扇ニ題シテ贈ル、其三四ノ句

禅心已乍^{ニル}枯^{スル}泥^ニ築^ニ不^ニ逐^テ春風^ノ随意^ニ狂^ニ

此狂ノ字ヲ用ヒ詩ノ意ヲ翻案して狂歌之態とす、柳翁百年生涯
之中狂ひ尽されし春風の色、今も猶柳門の中ニ留メ置と也、末
句ハ貴衲其伝ヲ得られしと申意ヲ含ミ候心事它日又可得御意
候、不悉

十月廿八日 梁田才右衛門(花押)

善超師座下

7 袂衣に(略)

8 雁金文七一家并三勝半七墓碑

元禄十五年八月廿六日雁金文七

法受院 順亮 日随

元禄十六年正月九日文七女房つた

雲含 妙意 信女

元禄十二月初五日日文七父

法蓮院 宗 玄 日空

宝永四年丁亥正月二日文七母

法空院 妙 忍 日行

薩達磨巴志 極印屋庄三郎
こくゐ千右衛門墓

千日ニアリ

元禄八年乙亥十二月七日

嵐空日照信士 あかねや半七 和州五条新町

月空妙籍信女 みのや三勝 大坂長町四丁目

二ほさつの台にならふ袖の雪 杉山勘三郎

死かほのなをうつくしやけさの霜 花井あつま 建之
岩井半四郎

9 大坂施印救飢散処方

救飢散

大坂施印

一 黑豆一升 黒皮とも
細末すべし 一 薏苡仁百六十目右二品平鍋にてこ
げぬやうにいりて細末して用ゆ、いりすぎてハ脾をかはかして
功能よろしからず

服用之次第

一 初て用ゆる人ハ右御薬懸目三十匁を一日二十度二分てさゆにて
用ゆれハ三日の間腹のへることなし

一 二袋目用ゆる人ハ御薬三十匁にて四五日も腹のへることなし

一 三袋目用ゆる人ハ御薬三十匁にて六日七日も腹のへることなし
右之通次第に日を延し用ゆれハ後ニ八十日めに用ひてうゆること
なし、但し重荷を持或ハ荒働する人ニハ其功少かるべし、老人又
ハ居職格別力のいらぬ人ニ用て大きに功能ある事神妙なり

今年米至て高直ニ付諸方難儀の人多有之候ニ付、此度右之薬
法書相弘候間、各御身元宜御方被仰合、御調薬被成難渋之人
へ御施薬偏奉希候、已上

未五月

○この段原本朱書

10 神代巻藻塩草吟味覚(略)

11 常陸国船玉村竜藏院の古代奇物(略)

12 今城周左衛門殿の説

寛政三年亥七月二日入来雑話の中、今城周左衛門殿説、定家二人
丸秘抄誰も唯何のこともしらず、ににんくはんひせうと申ハ、

実ハ二でとまる抄といふことにて、一に何抄、二に丸秘抄、三に
何と、数々三十あり、その名なるよし

横笛漢音クワウテキ、呉音クウチヤク此呉音あまり聞よからぬ故に
本朝にはわざとようじやうといふよし、平家物語仲国の所にある
か、腰よりようじやうとり出し

(朱書)
「清経の謡曲にあり」
(後巻書入)

「再考、和名鈔平調曲ニ勇勝トカ
ナツケ有」

13 古今余材抄ふじの山に煙たゝずの解(略)

14 いさよひの記に(略)

15 さよのねさめに云(略)

16 国名の枕詞(略)

17 中務内侍日記抄(略)

18 宮城野の萩(略)

19 藤原長親の七百番歌合序に(略)

20 宗久都のつとに

上略宮城のゝ木の下露もまことにかさもとりあへぬほとなり、花
の色の錦をしけると見ゆ、中にももとあらの里といふ所に色など
もほかにことなるはぎありしを一枝おりて

宮城野の萩の名にたつもとあらのさとハいつよりあははしめけ
むと思ひつゞけ侍し、此所ハ昔は人住けるを今ハさならのら中ふ
になりて、草堂一字より外ハみえず、このはなをもいにしへハち
るをや人のおしきんと哀に思ひやられ侍りき、そもくもとあ
らの萩とは春ゆきのこしたる去年のふる枝にさきたるをいふなり

とき々をき侍る、夫を木はぎとも申なり、これハ枝さしなどもなべての萩よりもこハしくあはらなるにや、もとあらの桜なども続て侍ればと思ひ及びしに、いまき侍ればもし此さとの名によりてもや読けんと、はじめて思ひあはせられ侍り下略

愚案、これらしくはしく所に至りて尋たきこと也

21 詩法五俗

藤原長親

七百番歌合序、

滄浪の詩法に五俗をのぞくと云事あり、所謂俗体、俗意、

俗句、俗字、俗韻なり

22 長親の仙源抄跋(略)

23 一条禪閑兼良公文安詩歌合序(略)

24 兼良公藤川の記に(略)

25 同高野参詣記に(略)

26 烏丸光広卿あつまの道記(略)

27 同春の曙に(略)

28 細川玄旨の九州道の記に(略)

29 尊朝法親王のから崎の松の記に(略)

高業抄第四

1 近世崎人伝中山田通庵温泉変方(略)

2 黒川氏聞書鴨地名考(略)

3 井沢蟠竜子作本朝俚諺に(略)

4 貫之石塔

長嘯子比叡山詣の記に貫之の墓もそこらとあり、よりて尋ぬるに、比叡山東谷の中蒙立山と云所に貫之石塔ありと、右の辺麓真萬原と云所和泉式部本地堂ありト、又今東照宮御屋敷ト

愚、志賀正コウ寺村に貫之社あり、神号福王子と云、京本囿寺中貫之社福大明神と云相似たり

5 寛政四年大仏殿宝物開帳の中、朝鮮国王奉書并進献目

六の写(略)

6 純日本紀人名抄(略)

7 延喜式撰津国追年料雑案(略)

8 しつつたまき

契沖子万葉代匠記第四

しつつたまき数にもあらぬ

此歌の註に、しつつたまきはしづのをだまき也、をだまきは麻環といふ心にて巻子といふもの也、臍をへそともいへば彼をたまきの中に穴ありて人のへそに似たれば名づくるなるべしと云々

嘉愚案、へそは経苧にて苧を経たる也、苧をくるをへるといへるにてしるべし、人の臍は和名ほぞといへり、穴ありてそれ似たる故との説心もとなし、うがちたる歟

同卷四下

玉の緒をあはをによりて

管見抄に、水のおわもむすぶものなればそれによせてあわをによ

りて結といへるにやとぞ覚え侍るといへり

伊勢物語に、むかし心にもあらでたえたる人のもとにて今此歌を

たまのを、あはをによりてむすべればたえての後もあはんとぞ思ふと引なほしてかけり

拾遺集に

春くれば滝の白糸いかなれやむすべとも猶あはと見ゆらん、枕草

子に

うす氷あはにむすべるひもなればかぎす日かけにゆるぶばかりを

此うたあはに結べる紐とよめり、もしみなむすびあげまきなどい

ふたぐひにむすぶやう有名にや、あるものによるひの事をかける

をむかし見侍りしに、何絲かわすれ侍りし、それを淡路結にせよ

とかきて侍るばかりおぼえぬ、それを見し時ふと此あはをの事お

もひ出し、故に今にわすれず侍り用ゆべき事にはあるまじけれど

次に書付侍り云々

9 かくのあわ なほさり はくそ

又古言梯に

かくのあわ 餅類也、一形如^二結緒^一 結果

加久乃阿和

嘉愚案、此かくのあわいかななるものかしらねど、前のあはを

のことも考へあはすべきことか、謡曲の箴にくもでかくなわ

同

なほさり 直進也 等閑

嘉愚案、これは直退にてはなきや

はくそ 今云はくろ也 黒子

嘉愚案、これははくそのその字うと書てるにまがへり、又

久曾の曾の字も魯にまがへり、これは今云はくろの方、是に

てはくそは謬にや、和字正鑑の紀州伊太祁曾の説も是に同

じく曾は魯の謬なるべし、さればはくろの語の伝へなるべ

し

10 莊子徐無鬼篇に(略)

11 嬋歌会考(略)

12 西行法師歿年のこと

西行の説

古今著聞集

西行法師そのかみより釈迦如来御入滅の日終らんことをねが

ひてよみ侍ける

ねがはくは花のもとにて春しなんそのきさらぎのもちつき

の比

かくよみてつゐに建久九年二月十五日に往生とげけり

和漢合運云 虎関師作

建久九戊午年二月十四日西行寂

本朝歴史云

離俗于保延三年下世、于建久九年凡六十二稔之際云々

扶桑拾葉集系図云

憲清 法名円位又名西行 建久九年二月十五日寂

本朝通記云

建久九年春二月西行寂

和漢三才図絵云

西行建久九年二月十五日寂

今按、此外流布の年代記等にとことく西行法師の寂を
建久九年といへるは誤れり、円位上人は文治六庚戌年二
月十六日に寂したれば、建久九戊午年より九年さきなる
をいかにしてかくあやまりしにやと考ふるに、此文治六
年八月甲子なり十四日建久と改元ありて、則建久元年なり、
此元年の元の字を九の字と写したがへる書のありけんよ
りかくひろく誤まりしは、かの声にはゆる犬のごとし

考証

長秋詠藻 五条三位云
俊成卿集云

円位ひしり略其年文治五年にや印行本には五年にやの四字
脱せり、今異本によつて補之、か
はちのひろかはと云山寺河内国錦部郡
弘河寺号竜池山にてわづらふことあ
り略後すこしよろしとて、歳のはての比京にのぼりてと申し
ほどに文治六年
二月十六日なんかくれ侍りける、かの上人先年
さくらのおた多くよみけるに

同じくは花のもと——

かくよみたりしをおかしくみたまひしことに、つゐに二月十
六日望の日おはりときけること、哀にありがたくおほへてか
きつけける

ねがひをきし花のもとにておはりけりはちすのうへもたが

はざらなむ

拾遺愚草 藤原定家卿
家集云

建久元年十六日西行上人身まかりける、終りみだれざりける
よし聞て三位中将のもとへ

もちづきの比はたがはぬ空なれどきえけん雲のゆくゑかな
しな

上人先年詠云

ねがはくは花の——

今年十六日望なり

拾玉集 慈鎮和尚云
集

文治六年二月十六日未時、円位上人入滅、臨終などまことに
めでたく、存生にふるまひおもはれたりしに更にたがはず、
世のするにありがたきよしなん申わびける

又云、ねがはくは花のもとにてわれしなん——とよみをきてそ

れにたがはぬ事を世にもあはれがりけり

扱西行上人の俗名を東鑑盛衰記等には憲清と書、作者部類に則清
など書てまち／＼なれども、台記宇治左府
頼長公記に義清と書れたるによ
るべし

台記云、康治元年三月云々西行法師来云々、余問年答曰二十五
去々年出家、抑西行者本左衛門尉義清也左衛門大夫、
康清子、以重代勇士
仕法皇、自俗時入心於仏道家、当年若心無愁遂以遍世人美歎之也
百練抄云、保延六年十月十五日西行法師出家二十三

爰に二十三歳と書たるは台記と符合す、しかし上人は元永

元戊戌年の出生にして、建久元年七十三歳にして寂せり
山家集 西行法師 二云

花のうたあまたよみけるに

ねがはくは花のもとにて春死なむそのきさらぎのもちつき
のころ

仏にはさくらの花をたてまつれ我のちの世を人とぶらは

13 北野参詣の記

寛政六寅五月廿五日桃下嘉山同道、北野に詣、宮守林静坊は嘉山の縁家なれば、立より庭上の名松を見る、此朝日野資枝卿御入にて御歌御染筆ありしを拜す、うちに天満宮の神詠とて世につたふ、心だに誠の道にの御詠を染筆あり

心だに誠に道に叫ひなば——

如此まことを誠にと遊ばされ、靈元院法皇御所宸翰にかくあるよし自筆に遊ばされたり、有難き心の事也

14 養老館路産より浪花如棗亭へ問答書

養老館路産より浪花如棗亭へ問答の写

寄五行恋

胸の火のもゆるおもひも秋風やかく迄にきの替るものかは

寄十二支恋

虎は何千里通ふも厭はしなふられて戻る一あしぞうき

右は只寄火寄虎にて五行十二支のうたにはならざる段御尤に候、しかし五行不残又は十二支不残は読得がたかるべし、さあれば難題なるべきか、はた詠おほせやう御座有べきや御示

し被下度候

栗洞返書

題の書やうあし、かやうに十二支の中席計ならば題十二支の歌よみし中にと題に書てよろしかるべし、寄十二支とありては十二支を詠べき歟、五行同じ、寄五行恋とならば
木しやうな土気はなれぬみづからを火に入る迄とはかたいかねと

面白からず候へどもかやうのものにて候、当地宗匠達被致候は、一卷の歌石印を以五十点百点など被致候事に候、亡師万英も近比誹諧めきて気之毒と申ながら如此御座候、はた先卷のうた甲乙付候へば卅点位百点位可分歟に御座候、是も故柳翁の御風委細御示被下度候

答

御尋御尤にぞんじ侍る也、右の趣柳門には一向無之事、板行などになして摺ものがましき事、名を付侍るとても栗里是をくりさと、は言はずりつり、又は栗村などくりむらとよみにて呼事、是等はいかいかましく侍るとてかたく不好こと、なん仰られ侍る、都て俳詣がましき歌の道にはそむけ侍るとふかくなげかはしく申伝へられ侍る也、然らば石印にて難点がましき事かりにも可有事にあらず、ひなぶり歌といへども同じ八雲の道なれば、一首をよむとてもいやしき言つかひ落首めきたる事ゆめ、あるまじき事、恐るべし、木端社中其教をふかくつゝしみ両節の詠とりかはし侍るといへども、

板行になして摺ものがましまきてい互にいましめたしなみ申候、猶一首のよしあしは点の長短にて御覽可被成候、又賞美のことは

珍重々々 珍重 殊亘 亘

たならず きこゆ

其外折にふれては、おもしろく又は甘吟甘心などわたくしの賞美も御座候、先はしめにしるし侍る珍重々々は大極上の賞美と可被思召候、なをはじめにせしごとく一首よむともいやしき詞不好事に侍る、御存可有御座侍れども由縁斎教のうたに

狂歌とは箔の小袖に繩帯をこゝろにしめてときつゆるめつ又由縁斎をしへに

連歌は七字をかけて下に綾の小袖を着申候様に仕候、狂歌は紙子にしきの裏を付候、おほかたの人の狂歌布子にあかねもめんうらに候

是も御存にて可有御座候へ共、面白候まゝ序ながら書るし申候、此一紙は栗柯亭所持也

15 飯尾彦六左衛門尉常房詠歌(略)

16 和名名物

和名鈔

鐺 都美波 劍ノ鼻也

愚案、今いふつばはつるぎはなの略歟

鮫魚 波里万知

緋美 鯉屬也

同、今いふはまち歟
同、今いふみごひ歟

石陰子

漢語抄云甲嬴加世

同、□□□あはひらだおかせよけんといふ加せは此物歟、和名此次に靈瀛子芋仁あり、奥州にてうにをがせといへり、同物歟

龙蹄子

崔禹錫食經云、龙蹄子和名勢貌似犬蹄而附石生者也、兼名苑注云、石花花或作華三三月皆紫舒花附石而生、故以名之

愚案、万葉のいふせくもあるかのせに石花と書、此物なるべし、又富士のすそに石花海あり

寄居子

加美石俗仮用蟹螯ノ二字

同、今がうなといふはかにみなな転語乎

胡黎

木患無波蜻蛉之小而黄也

赤卒

阿加惠無波蜻蛉小而赤也

愚案、ゑんは古名にして、今やんまといふは此転せる成るべし

17 まなこ庄司

契沖川社に云、まなむすめは万葉に愛子をまなことよめれば愛娘也と云々

紀州日高道成寺の鐘の縁起まなこ庄司といふ名は此語より思ひよりに名づけたるにや

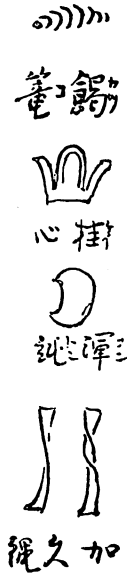
高業抄第五

1 平維章の東海談に

平維章 東海談

南畝叢書

昔の干菓子には江家次第に見えたり、砂糖は後世渡りし物なれば今の如く珍味なるはなかりしとぞ、只糯米麦粉の類にて製りしならん、京師浜嶋内膳は世々これを司りて禁裏の公事あることには是を製し奉る、七百年來其製を違へずと聞し、曾て彼内膳が右の菓子の形を木にて刻み模せしを津村氏に贈りしを写す事左の如し



右四種の名目江家次第に見えたり、板本に加久繩を加之繩と誤り書き、之の字久の字に改むべし

同季吟作

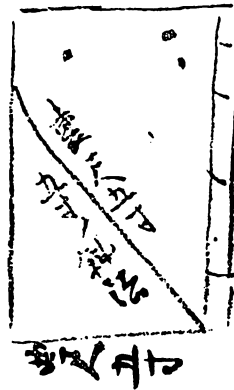
次峯経の事 可見

2 書籍の寸法

小窗問語 東武鈴木忠侯著

書籍の寸法は横曲尺にて六寸ならば縦は曲尺の裏の尺にて六寸に

すべし、縦横ともにうらおもての尺にて同寸にすべし、外題は縦は書物の三分の二、横は六分一なり、書物に限らず縦横ある箱なども、裏表の尺にて同寸にすれば格好よし



方五寸の斜法は裏尺五寸なり、則書物のたて也

3 おどろのかみ他の解

南留別志

かしらにはおどろの髪をいたゞけどしもと見るにぞ身はひえにける

といふ歌は笞杖の罪の事をいへり、笞杖は荆楚にてつくるゆへ、おどろといへるなるべし

愚按、此意は老人の罪に坐しける時の歌にて、おどろのかみとは白髪 of 乱れたるをいひたるまでにて、荆楚の笞は少しうがちたる歟、只笞杖を霜と見ると云意のみ歟

巡礼行人などのきたる物は衰経の遺制なり、父母の菩提のために喪服の内観音大日を礼せるゆへに衰経を着たりしが、後には喪礼に亡びて観音大日を礼する服となれり、御ゆつりといふは襦の字をよみ違へたるべし

愚按、これは笈摺のこと成るべし、此説もいかゞ也
めでたくは愛すべきなり、かたじけなくはかたんずるけもなきなり

愚按、かたじけなきはかたじけなと計もいひて、なきは無の
字の意にあらず

俗語に七里けんばい、又けんはいをふるなど云事有、見敗と書
く、見敗見敗家といふ咒文あり、悪魔を遠ざくる文なり

愚按、もしや七里結界か、今大和万歳のうたふ詞に七里けつ
かいといふことあり

4 伊藤長胤著制度通に(略)

5 諸国大橋間数

諸国大橋間数

武州

両国橋 凡六拾六間 永代橋 凡百拾間

新大橋 凡百間 吾妻橋

三州

矢矧橋 凡式百八間 吉田橋 凡百廿間

勢州

桑名大橋 凡百六拾間

江州

瀬田橋 凡九拾六間 同小橋 凡三拾六間

尾州

枇杷嶋橋 凡八拾五間

城州

宇治橋 凡八拾三間五尺五寸 豊後橋 凡百拾間

三条橋 凡六拾叁間 五条橋 凡七拾四間

淀大橋 凡百三拾七間 同小橋 凡七拾間壹尺五寸

摂州大坂 愚案、此間数非也

天満橋 凡百拾七間 天神橋 凡百拾七間

難波橋 凡百三拾三間

泉州堺

大和橋 凡百間

防州

錦帯橋 凡百丈と云

阿州

介任橋 凡七拾間余

嘉栗云、此外猶奥州南部北上川盛岡舟橋 凡廿五六艘

越中舟見相元ノ棧橋 黒部川

越前白鬼女川舟橋、以鉄環繫、

同福居ノ橋 半板橋半土橋

越中富山神通川舟橋 凡百艘以鉄環繫

6 古跡古跡並のこと

一古跡と云は寛永八末年迄を云

一又古跡並と云は寛永八末年より元禄四末年迄を云

一又元禄四末年已後にても古跡並に被仰付候事も有之、前々寺院
有之節先住之墓二三代も有之歟、若統墓無之候共其節之過去帳

杯有之、本末之訳儲に候得は、今由も古跡並之願相立候事も一諸木一年に五分つゝ太く成もの也、五尺廻りも有之木多き所は九拾年程之地也、巷尺周り之木は廿年位之木也、乍去土地に寄、違有之もの也

7 徂徠鈴録に(略)

8 癖之薬方、秘結ノ薬方(略)

9 日夏重高兵馬茶話抄出九条(略)

10 曾ろり狂歌咄に(略)

11 俗語の仮字(略)

12 太平御覽に(略)

13 井蛙抄に(略)

14 摂陽群談に(節出)

唐船のはしふねを杉板といふ、又小説に遊里の老婆を老杉板といふ、吾国の引ふね、新艘など、ふねによせしも似通ひたり

15 蘆分船抄(略)

16 東武にて巫女をいちこといふは

東武にて巫女をいちこといふは東鑑卷二治承五年七月八日壬午浅草大工参上之間被_レ始_ニ若宮_ノ宮作_一、先奉_レ遷_ニ神_ノ於_レ假殿_ニ武衛参_一給、相模国大庭御厨_一一古娘依_レ召_ニ参_上奉_ニ行_遷宮事_ニ云々下略

此一古のことよりいでならはしたる歟

京浪花にていちどのといふも同じ意歟

17 東鑑第九抄(略)

18 伊勢国松崎盆踊歌、奥州南部えんぶりのこと

伊勢国松崎の盆踊の小うたに

つくしつかこくたづねたれども桜子にはまだ逢はぬ

といふ唱歌あり、案ずるに、かの謡の桜川に日向の国のもの桜子といふ子を勾引され狂女と成りて常陸までくだりしことをいふか、つかこくは九箇国の音をあやまれる成るべし

奥州南部に正月十四五日大勢あつまり、内一人立烏帽子を着、袴を着、羽折にて藤九郎盛長とて、家々に入りて杖に鳴子を持ってうたをうたふと、家々より銭を遣し領主よりも銭を遣はさる、これをえんぶりといふ、一番に領主台所へ入

これはいかなることともしらず可考

19 古今武家禁秘録に(略)

20 小柴垣(略)

高業抄第六

1 かぶらぬ

参宮名所図会四

堤世古

大間国生神社 上略大若子命ハ一名大幡主命、乙若子命ハ一名加

夫良居命と云、度会氏称宜の祖なり、大間広町の左

の森ニ有

愚按、津の国有馬郡山田村かふるの寺ありて、蕪射或は蕪来ともさまざまに書て、浮屠の説に聖徳太子夷賊にかぶら矢射

玉ひし矢こゝにありなどをまうけたれ、所詮は此加夫良居命を祭りし旧地なるべし

2 万里小路の訓

柳馬場の本名万里小路と書て、までの小路といふ、万里をまでとよむこと心得がたし、もしや里の字、呈の字にて万里小路を誤り書伝べしにや

3 鉢の木のうすい川

鉢木の謡曲に、すみの衣のうすい川くたす筏の板鼻やとうたふ、今板鼻のほとりに碓氷川といふ川見えず、案るに上州(マヅ)からす川といふあり、これうたがふらくは碓氷川を後世好事のもの烏水など、書しを、猶あやまりてからす川と唱へ謬りたるなるべし

4 トチメンホウ 稽老山 中将姫

水戸史館珍書考に、或問、世ノ俗のもの、鬧敷事をトチメンホウフルと云事、いつれの書にわけ有るや如何

信答、此事成程出所あり、酉陽雜俎巻七紙廿四枚目に趙王ト言もの呉都之市の賑なる鬧敷所にうたへ来て言ふ様、東市迷方西市失途ト有、是より出たる世話なり、故にトチメンホウト云は誤り、トシメイホウと言ふべし

嘉栗案、此事左もあらんか、しかし或人の話に山家にて椽の実を粉にして麴にうちて喰ふに、甚粘気なきものゆへ、その棒にて打に手はしくせざれば干破できるゆへ、棒をふることせはし、此故に世話しき事を椽麴棒ヲフルと云と云へり、これも又聞えたり

同 或問、斑女の謡に、稽老の山といふ事、異国にも有る山にや答、此稽老山の事は大方不知、日本の稽老山は江州鏡山をいふ、朝鮮筆記巻十二紙六十枚目に見えたり、昔朝鮮の客来朝して鏡山に上り臨漳県の稽老山に髣髴と云へり、是より稽老山とも云へり、異国の稽老山は朝鮮の都を去る事百二十里と云へり、昔稽老山と云者隠遁したる山なる故、稽老山と云と彼書の註に見えたり、謡の抄などには鶉籠山と云り、可笑事也

嘉栗案、鏡山を稽老山といふ事いふか、鶉籠山と書てトコノ山といふ和訓にて則犬上とのこの山なるいさや川とよみし所なり、犬上郡也、又美濃といふ説も

同 或問、日本中将姫の事いつぞや先生中将姫の文字には非ずと仰られし、此事皆世間古今中将姫と覚侍る如何 答、横菽豊成の女を皆中将姫と書り、大なる誤也、中乗姫と書べし、如何となれば此女幼時より仏法に帰著して三蔵の要教を聞熟し、少年の比律戒を持ち仏乗の下に乘田覚のしめしを悟りて、後に中乗上檀の法門に眼を見開て一鉢衣を中観の枢紐に請たるほどの法尼也、自我身を許して中乗尼と云へる事、扶桑釈志巻七紙廿七枚目に見へたり、世人是を知らずして中将姫といへり、又日本の旧史を見るに此女中将の官に任せられたる事曾以なし、下品下乗中品中乗上品上乘の事委く三昧経等に見へたり

嘉栗案、中将姫の事さだかにしりがたし、尤釈氏の説には後にまうけたる語多し、いかに幼より仏教にかたぶくとも始よりかくは名つくまじ、中乗の意味を悟りてのちにこそ中乗尼

ともつくべし、さればはじめの名なくてはあらし、又旧史に
 此女中將の官に任じたる事なしとはいかゞの説也、女を中將
 に任ずる事さらになし、中將姫などいふはその父の官により
 て名づくる事にて、豊成中將の□此女内(城カ)にめされて中將姫な
 ど名づけ給ひしが、世に伝ふ継母の機雲雀山の事など多くは
 のちにまうけたる説にて、仏説に附会したるつくりものがた
 り、すでに雲雀山といふ名、和州紀州両所にありていづれと
 もさだかならず、猶考べし

8 日域行脚記といふ書

日域行脚記と云書、豊前宇佐の辺の僧の記也、中津逗留中に見
 る、諸国を巡りて色々書記して俗書ながら中に奥州平泉の所に
 云、

上略中尊寺其外礎石計也、石ノ窖ノ中ニ清衡基衡或秀衡等ノ不変
 ノ御靈室アリ、元禄十二年ニ中尊寺普請之時トカヤ、秀衡一ゾク
 死ガイ其外色々ホリ出ス、先ツ佐藤入道清衡ノ兪長サ六尺横三尺
 白アヤニテ巻キ黒塗リ死ガイハ常ノ人ヨリ黒ク見エケリ、棺ノ内
 ニ敷金拵ノ大小アリ、其外色々歌ナドアリ、元衡基カノ屍白装束棺ニ
 テ巻キ黒塗錦ノヒタ、レハカマアリ、棺ハ右同断、秀衡ノ棺布巻
 キ朱塗リ錦ノ直垂袴アリ、棺長サ同断、基衡ノ棺ノ内ニタバコボ
 ンアリ、板ハ朱塗、清衡ノエモンノ内ニ鎮守府將軍ノ御判并御状
 共アリ、文治五年ノ事也、泉三郎首アリ、箱ノ内ニ二尺四方黒塗
 也、文治五年ヨリ元禄十二迄五百十五年ニ当ル也、此書付ハ元禄
 十二年十月廿日ニ平泉村中尊寺ヨリ時ノ寺社奉行大河内源太夫殿

ニ指上ル写也、疑モナキコト也、下略

嘉業云、これは宝永七寅より六年かゝりて巡回せし僧即性と
 云者也、基衡棺中タバコボンはめづらし、いかゞのものにや

6 京七月十六日送り火のこと

京七月十六日送り火の(宍眺)コト

二条御城より五拾丁 城州愛郡浄土寺山

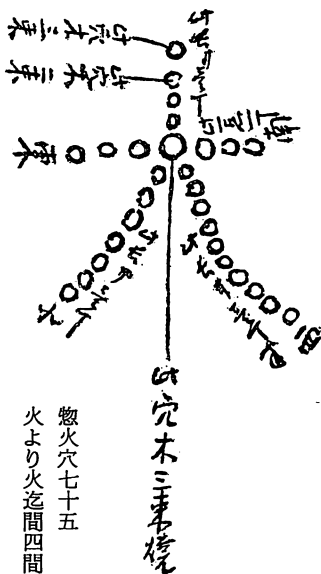
一大文字

浄土寺村より燈之

割木四貫目束八十束

但割木銀閣寺より出之

人数五拾人



火より火迄間四間
 燻火穴七十五

一妙 同一里半 同国同郡松ヶ崎たゝら山

一法 同東 松ヶ崎上之山 松ヶ崎村より焼之

一法

各五十間四方、人数両方にて八十人

割木五十束

同一里半 同国同郡西加茂郷明顕堂山

一船 船先より鱸迄式町 西加茂郷より焼之

割木五十束

人数五十人

同七十町 同国葛野郡仙翁寺村鳥の本山

一鳥居

仙翁寺村より燈

荅町四方、割木八十束

人数四十五人

右は愛宕山神事にて不浄を退候由、送り火にては無之候

同式拾五町 同国愛宕郡大北山村鹿苑山

一左大文字

大北山村より燈

三十五間四方、木数七拾束

人数二十五人

同三拾町 同国葛野郡鳴滝村砥山

一広筋

鳴滝村より燈

荅町半、木数十束

人数拾五人

同三十町 同国同郡福王寺村まところ山

一長刀

福王寺村より燈

荅町半、木数十束

人数拾五人

同七十町 同国同郡北嵯峨村

一文字 長尾山 式ヶ所 聖靈山

北嵯峨村より燈

式町半、あさ木松明八拾抱

人数二十五人

同五十町 同国同郡池裏村遍照山

一文字

池裏村より燈

一町半、あさ木松明六十抱

人数二十人

已上

7 住吉宝の市、合邦ヶ辻、下鴨坊が死のこと

一九月十三日住吉宝の市とて人々群集しあへり、或人云、これは宝の市にはあらじ、田刈の市なり、その故は夏御田植の神事ありて乳守の遊女是を務む、田植あれば田刈なくてはあらじを宝と唱へ誤りたるなるべしといへり、さもあらんかし、是につけても合邦が辻の名色々雑説あれどもひとつも信じがたし、こゝに住吉勝間の笹岡氏栗圃は予同門の懇友なるが、所に住なれていへる事有、住吉に玉出の岸、玉出の神事等のことにて玉出の里など考へ合せたる事どもありて、玉出実記といふものをあめり、今の徳間村などは昔は海中にてありしよし、これによりて愚考ふるに玉の寄りし浦ゆへにもろこしの合浦に比してそのほとりを後世街道と成りても合浦か辻といひしか、奥州に津軽かつほふ外か浜といへるは、ふるく俗の口称にして、かつほうといふこと心得たる人なし、是も津軽の今舎利浜といへるは今に

玉石を出せば、同じく合浦なるべし、志摩國おふの浦のふるく
桜麻の芋生の浦とよみたれども、志摩もとは伊勢とひとつにし
て、いせの海清き渚のたま〜もなどいひつたへ、今もいせ真
珠とて玉をいだせば、恐らくはこれもあふの浦合浦の訓にては
なきやとぞ思はるゝ

われ下鴨にかり居しける所の名を坊が死といふ、いかなる訳に
やと里人にとへば、昔法然上人浴にて法談ありしに、毎日異人
来りて聴聞しけるを、上人只人ならじと思ひ若僧をつけてかの
帰る跡に随はしめたるに、此ほとりにて異人ふりかへり見けれ
ば、若僧そのまゝ倒れ死しける、是はかもの明神にておはしけ
るが、その神罰にあたり死せしよりかく所の名とせりといへ
り、心得がたき事に思ひて考ふるに、これは古へ鴨川満水の時
は禁庭より防鴨河使をつかはされ修理せしめ玉ふ、その防鴨河
使の官舎にてもありし所ならんを、坊が死とわけもなく謬り来
れり、防鴨河使を鴨の字をよまで、ぼうがしと唱ふるは雅言の
よみくせなり

8 日野資枝卿筆員柳翁画像讚(略)
9 故実類聚に(略)

高業抄解題

こゝに抄出紹介した『高業抄』は、例言に略記した通り、三井
高業自筆の随筆稿本で、三井高陽氏の所蔵にかゝる。全六冊、各
冊の丁数は第一一七〇丁第二一三三丁、第三一三二丁、第四一三
二丁、第五一五二丁、第六一〇一丁である。

その内容は、読書のさいに備考のために書き抜いたものが最も
多く、あとに「愚案」として筆者の感想や意見を書き添えている
場合が少くない。そのような諸書の引用の間に、時々の見聞や思
うところを書きつけた随想が挿入されて、本書を構成している。

本書を通じて第一に印象づけられるのは、筆者の博覧である。
その読書範囲は漢籍に乏しく、ほとんど和書に限られていたよう
であるが、六国史から中世の日記・詩歌・紀行、当代の随筆類に
いたるまで相当の拡がりを示していたと覚しく、本書の引用書だ
けでも七十種を超える。筆者の蔵書目録が伝えられていないけれ
ども、かなりの蒐書家であったこと、推察されるし、家業の傍ら
それだけの読書量をこなしたのは、相当の勉強家であったことが
想われる。

諸書からの抄出を通じて窺われる筆者の関心の幅は広いが、惣
じて故実・故事についての考証的な興味に貫かれているといつて
よい。第四冊13にみえる西行の歿年を古来の通説であった建久九
年(一一九八)説を排して建久元年(一一九〇)と確認した考証

(現在これが定説となっている)は、その全文を高業のものとして定できるかどうか疑問の余地が若干あるけれども、考証家としての力量を窺うに足るものである。

高業がとくにコトバの原義と意味の変化に強い関心を懐いていたことも注目される。別に紹介する予定の筆者の書簡によると、筆者は本居宣長の存在をその門人である同苗三井高陰を通じて知っていたけれども、加茂真淵の著作とともに彼の読書範囲に入っていた形跡がなく、契沖の著書をよく読んでおり、それ以前の古典注釈書にも手を延している。そして、それら在来の注釈の上に、方言として現に各地で使われている民俗としてのコトバの使用例を重ね合わせて、新しい解釈を試みているところに、筆者の特色があると思われる。

古語の解釈に民俗としてのコトバを援用することは宣長の注釈学の特徴と認められているが、そうした手法が必ずしも宣長の独創でなかったことを、本書は示している。その場合、本書の筆者の方言に関する知識が、伴高蹊や百井塘雨などの紀行に負うところが少くない反面、自らの旅中の探訪によるものが多い点は、とくに注目に値するであろう。因みに百井塘雨は京都の富商万屋の出で、近江八幡の豪商伴家(家号伴伝)の高蹊はその師にあたる。高業が高蹊と直接の交友を結んでいた証拠は今のところ見当たらないが、塘雨と極めて親しい関係にあったことは『笈埃随筆』(日本随筆大成第二期一二巻所収)に高業の書入れが多数挿入されていることによっても明らかである。

高業は、墓誌に「山水の癖あり」と書かれているように、高蹊や塘雨に劣らぬ旅行家であった。もともと三井家の当主たちは営業店での勤務が家則によって義務づけられていたので、自由に旅行することは許されなかったが、高業は京都と江戸とを往復する機会を利用して、伊勢を廻り、北国路を通り、また木曾路を経るなどして極力足を延したほか、とくに天明元年(一七八一)に長崎、寛政一〇年(一七九八)に豊前・豊後へ旅するなど、その足跡を印した土地は広く、そのたびに旅行記を残している。そうした彼の旅が単なる金持の物見遊山でなく、先き先きの生活や民俗に注意ぶかい関心をよせたものであったからこそ、古語の解釈に役立ちえたのであったし、また奥州白石領の百姓娘による侍への敵討を素材とするあの碁太平記白石嶺の劇作へもつらなっていたのである。

このような古典や民俗への関心は、彼に国学者に一脈通ずるような意識を懐かせていたようにみえる。例えば、徳川將軍を國王と称すべしとする太宰春台の『経済録』の説に対する批判(一一一四)などに、その一端があらわれている。もとより当代屈指の御用商人であったから、きわだった体制批判の眼をもっていたわけではないが、既存の権威から相対的に自由な立場でものを、ものを語っていたことは、本書中の随想部分の文章によくあらわれており、その意味でいえば、本書は江戸時代後半の商業ブルジョアジーの意識をうかづための一資料である。

高業の遺作のうち『つらつら反古』と題する随筆のあったこ

とが、後掲する皆川淇園撰文の墓誌にみえている。永くその所在の知れなかったこの書は、自筆の稿本が後裔三井高陽氏の手で発見されたが、それは専ら本書の中から随想部分の一部を摘出して一巻としたものであった。もっとも、別の一巻とするに当って、各項目の書き出しを「つらつら思ふに」の一句を加えて揃えるなど、文章の体裁を整えたり、表現に加筆、訂正をほどこすなど、若干の手が加えられてはいるが、本書中にな文章は一つも含まれていない。このたびの抄録に*印を付した項目が『つらつら反古』に採録された部分である。

本書の執筆は、年次記載のある限りでいって安永二年（一七七三）、高業一七歳から始められている。そして第六冊の8に、豊後中津に逗留中に見た『日域行脚記』なる宇佐の僧の紀行を引用しており、これは寛政一〇年（一七九八）の九州旅行中のことであるから、少くとも死の前年まで、およそ二五年の永きにわたって書き継がれたものである。そして本書からの『つらつら反古』への摘録は第三冊までの中から行われていて、第三冊の執筆は寛政初年にかゝると認められるので、『つらつら反古』の編成された時期も、ほぼその頃と推測される。

本書には、筆者が接触をもった学者・文人に関する記事が随所に散見する。とくに若年のころの師であった世継井斎（謙溪）についての「歿後の記」（一一七）は、『平安人物志』などで僅かにその名を伝えられ、またその短冊が蒐集家に愛蔵されるにすぎなかったこの文人肌の儒者の片鱗を伝える貴重な資料である。また

「高登子詠草奥書」（一一三三）は、年長の同苗で次男家の第三代当主であった三井高登の詠草に加えられた宮部義正（三藻、高崎侯の家臣で冷泉為村門下の歌人。寛政四年歿）と小沢蘆庵（玄中）の評を写したものである。高登は子菴と号して、主として服部南郭系統の儒者たちと広く交り、また和歌をたしなんだ三井家の中で文雅の先輩である。その高登が和歌を蘆庵に学び、その添削をうけた作品を義正に見てもらっていたことが知られるが、蘆庵といえは三井家の子女に与えた破門状が古くから公にされている。その子女というのが高登の娘たちであって、彼女らに宛てた蘆庵の書簡も何通か伝えられている。後年そのようなトラブルを生じた蘆庵と三井家であったが、自分の添削した高登の詠草に加えられた義正の評言をみて書いたこの奥書は、蘆庵の人と歌論を知る上に好個の資料といふことができる。

なお高登と並んで高業にとって先輩の同苗文人に、四男家の当主三井高興がおり、片岡朱陵（肥後侯儒臣）・渋井太室（佐倉侯儒臣）に儒学を学んでいた。高業もまた朱陵に学んだことが門人嘉声が書いた「仙果亭嘉栗行状略」によって知られるが、本書には朱陵に関する記事が見えていない。一方太室に関しては、その著「襍識志」からの書抜きがあるほか（一一四四）、高業が太室の依頼に応じて女帝の御衣のことを調べた記事もみえる（一一三一）。そしてこの調査を仲介した神服讃州なる人物は、本書中にその名が散見し、高業に蔵書を貸与したり（一一一四）、鞍馬へ同行したり（一一三二）したことが本書にみえている。この神服讃岐守は蚤

ノ社として知られる洛西木島神社の神職であった。いまその伝を詳にしないが、木島社は呉服商を本業とする三井家が正徳三年（一七一三）に当時新町三井家の奉公人であった江尾市兵衛という者に同社の神職株を買わせて神服日向守宗夷と改名させ、再興を援助するとともに、宝暦二年（一七五二）に三井家の先祖をまつる顕名靈社を境内に祠って祈願所としたところである。神服讚州は日向守宗夷の後である。

そのほか、本書中に散見する狂歌々人に関する多くの記事も、未開拓の上方狂歌史の資料として役立つものと思われる。

終りに、本書の料紙について付記しておく。富豪の手稿であるから、原本の用紙はさぞ立派なものが使われていると想像されるかも知れぬが、実は大部分が反古の裏を利用した、粗末なものである。そのうち最も多いのは、来状の包紙を利用したものであり、ほかに狂歌集「通題各詠嘉栗集」の草稿や、浄瑠璃台本の裏を利用した分もあって、白紙の使用はほんの僅かである。高業が本書の「世に費といふ事は（二一—一四）「昔の貧乏と今の貧乏と」（二一—24）などの項で展開している貧富、浪費などについての論説は、決して空論ではなかったのであり、若くして遊里・劇場に遊んだと自ら語っている著者の実像が、その生涯を通じて一個の篤実な営業者、生活者であったことを、端的に物語っているのである。

付記 この抄出に当って原本を貸与して下さった三井高陽氏に感謝する。解題は抄録原稿の校合にあたった今井典子氏が

在職中に作っていた詳細なメモを素材として中井信彦が記した。

付録 三井高業墓志（大阪市生玉西方寺所在）

居士諱高業、字公勤、姓藤原、其先曰大職公右馬助信生、御堂関白道長五世之孫也、領采地於近江滋賀郡三井之邑、至孫正三位右衛門督定臣、始以三井為家号、其裔孫三井宗慶諱高博、居士之父也、母三井宗清之女也、居士兄高邦、稱次郎右衛門、後改稱八郎次郎、居士以延享四年丁卯正月七日生、幼名曰長次郎、後改稱八五郎、又稱次郎右衛門、高邦以安永七年戊戌三月廿九日歿、無子、因以居士為嗣、明和九年壬辰七月十九日、乃繼承管大府飛幣務職事、娶長井九郎右衛門高平之女、先歿、葬于衣笠山下等持院、生女長曰峯、次曰駒、早夭、男曰虎之助、亦夭、天明四年甲辰十月、讓職於庶出長五郎高英、而身携妻子、退寓于其族家原氏之家、於是養同族安之允政董之男安之助政昭、為子、以女峯与之配、政昭号嘉蘭、年尚少、居士撰視其家事、因更稱氏家原、改俗稱、以其幼名、稱長次郎、寛政八年丙辰十二月、有故徙于近江大津、九年丁巳五月、復徙于浪華江戶港、居士有才器、又自幼好讀書、及成童、受業於世継井齋、井齋歿後、見洪井太室、尊信之如師、平生所交多風流之士、晚年專耽本邦旧記之書、入稱其博覽彊記、又好戲歌、宗尚由縁齋之風、明和三年丙戌冬、遂為栗何亭木端之弟子、深究其道、号曰嘉栗、亭号曰僊果、皆木端所命也、齋号曰由甲、以其本生

於京油巷當_二押巷_一之里、因拆_二其兩巷文字_一也、其所_レ詠膾_二灸人口_一者頗多、卜居後師道大行、亦由_二居士鼓動之力_一云、遊_二居士之門_一者亦日隆月盛、所_レ著有_二熟思反古・雙岡・貞柳伝・辰市諸書_一、皆已_レ梓行、有_二縉紳某公_一、大賞_二其書_一、特賜_二之序文_一、有_レ諱故闕_二其名_一云、木端歿後、其門人会集閱_二其遺書_一、其中有_レ書、曰、嘉栗篤志_二吾道_一者也、与_二任風子_一、相並以_レ撰_二之_一、任風子其高足四人之一也、有_二栗圃子_一与_二居士_一交尤厚、時在_二其座_一、親見_二之_一、後以語_二之於居士_一、悅願請_二一覽_一、門人或曰、既秘封矣、居士終身以為_二憾_一云、居士身生_二豪族_一而自奉如_二貧人_一、不_レ好_二矜飾_一、恒衣_二布葛_一、不_レ修容貌、雖_レ嗜_二酒_一、不_レ好_二滋味_一、以_二不足_一為_二其樂_一、又有_二山水癖_一、善登陟、出門必携_二一簞一瓢_一、每_レ遇_二適意之境_一、不_レ醉不_レ還、有時或手自寫_二其景致_一、是以世所_レ称名区、蹤跡殆遍、自_二明和二年乙酉秋_一、至於_二寬政十年戊午夏_一、所_レ游歷_二計四十五国_一、如_二大和芳野山_一、至於_二三過_一、其他東奧・北越・常陸・兩肥・淡島・但馬・兩豐、率再游云、寬政十一年己未四月廿日、携_二門人嘉文・楚石_一、舟泝_二于伏水_一、卒_レ癱瘓、輿載_二歸_一家、針灸無_レ驗、廿四日壬子歿、年五十三、葬_二于浪華生玉西方寺之後園_一、銘曰

富而無_レ驕 灑脫知_レ命 克復_二其初
保_二厥宗姓_一 晚節尤高 優游戲詠

寬政十一年己未七月十七日

平安 皆川恩撰并書

幕串のあとはそのまゝありながら夕暮淋し花の木のもと
飲つゝけ日数もひいふうみいら取そのむかひさけく